

横浜市山内地区センターの利用許可申請にあたって

利用を許可しない場合は、次に掲げるとおりとします。また、当施設は、利用の許可を受けたものが、次のいずれかに該当する場合には、許可を取り消すことができます。

- (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある利用を行おうとするとき。
- (2) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる利用を行う場合、これに対する対策が十分ではなく、他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
- (3) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等や反社会的な行動をとることを助長するおそれのある団体が利用しようとするとき。
- (4) 申請内容において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」にいう差別的言動が行われるおそれがあると判断されるとき。
- (5) 利用によって多くの人数が集まることにより交通の渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。
- (6) 利用により建物や附帯設備等を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (7) 過去に施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示にしたがわないおそれがあると認められるとき。
- (8) 定員を超える利用のとき。
- (9) 葬儀、告別式その他これらに類する行事として施設を利用しようとするとき。
- (10) 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として利用しようとするとき。
- (11) 申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。

横浜市は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく、本邦外出身者に対する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）の解消、その他不当な人権侵害の撲滅に取り組んでいるところですので横浜市山内地区センターの利用にあたりましても、ご理解とご協力をお願いします。